人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-982-4188
Fax092-982-6170
Ｅメール　akiko@b-souken.com

“福は内、鬼は外”

福岡博多・東長寺の節分

弘法大師空海によって日本における密教寺院最初霊場として建立（８０６年）された東長寺の節分大祭に参加させていただきました。

東長寺の節分大祭の始まりは、室町時代　応永 32 年（1425 年）にさかのぼり、福岡、博多では最も古い節分祭とも言われています。

近年は 1995 年に福岡市で開催された夏季ユニバーシアードの翌年から、海外の留学生との国際交流の場として、留学生に日本の文化、節分を体験してもらうために七福神、お多福、赤鬼、青鬼に扮して毎年参加しています。

法改正情報　労働条件の明示

２０２４年４月から、労働条件明示のルールが変わります。

◇求人企業の皆さまへ

労働者の募集や職業紹介事業者への申し込みの際、令和６年４月より、明示しなければならない労働条件が追加されます。

追加される明示事項は、以下の３点です。

１.従事すべき業務の変更の範囲

２.就業場所の変更の範囲

変更の範囲とは、雇い入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲を明示することです。

３.有期労働契約を更新する場合の基準

通算契約期間または更新回数の上限を含む基準を明示することです

※詳細は、ハローワークなどで確認してください。

椿 咲 く 島

長崎県・五島市福江島

業務のため、１泊２日で五島市まで出掛けました。

五島市に足を運ぶのは、２年ぶり。五島市歴史資料館では、「バラモン（鬼凧）の紹介ビデオには感動しました。

タクシーの運転手さんから「２３日から“椿祭り”は、玉之浦椿は赤い花びらに白い輪郭が映えて、とっても綺麗ですよ」と紹介されて散策すると、街中の街路樹の椿が可愛い花をつけていました。

早速、携帯を出して「本当にきれいな花！」と、カメラに収めました。

人事労務センター
社会保険労務士　大隈昭子
ＴＥＬ092-982-4188
FAX 092-982-6170
Ｅメール：akiko@b-souken.com

次世代法・女性活躍推進法に基づく行動計画

Q&A

Ｑ：「次世代法および女性活躍推進法に基づく行動計画の策定が義務付けされている」と労働局から通知が来ましたがどういうことですか。

Ａ：改正女性活躍推進法が２０２２年（令和４年）４月から全面施行され、これまでは従業員数３０１名以上が対象でしたが、従業員数が１０１名以上の事業所が対象となりました。

Ｑ：目的はどういうことですか

Ａ：これは、日本における働く女性の現状が、女性の就業率（１５歳～６４歳）が上昇しているとはいえ、就職を希望しながら働いていない女性が２３７万にも上ることや、出産を機に約５割の女性が離職すること、その後再就職した場合、パート労働者になる場合が多いこと。また、女性の雇用者の６割近くが非正規など、働く場面で女性の力が十分に発揮できる状況にないことなどの状況を踏まえ、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するために実施されています。

Ｑ：各事業所では、どのような計画を立てたら良いのでしょうか？」

Ａ：「行動計画」の策定にあたっては、自社の女性の活躍状況（採用に占める女性の割合や男女の勤続年数、管理職に占める女性の割合など）を把握し、目標（採用に占める女性の割合を増やすことや管理職への登用、正職員比率アップなど）と計画期間を具体的に決めて、社内に周知すると同時に管轄の労働局に届け出ます。

※詳細は、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000091025.html

時間単位の年次有給休暇

職場に、“忙しくてなかなか休暇がとれない”の声がありませんか。

年次有給休暇は、“こま切れで休みにならない”とならないように、１日単位に付与することが原則ですが、労働者の便宜を図るための特例が認められています。

たとえば、病気治療のための通院や子供の学校行事への参加、家族の介護など、労働者の事情に応じて、半日や時間単位に所得できるようにすることができます。

この時間単位の取得は、年５日の範囲で、「半日」（４時間など）や「時間単位」の年次有給休暇の取得できることを労使協定で定め、就業規則で定めることが必要です。

なお、年次有給休暇付与日数が１０日以上の労働者に対し、年５日の年次有給休暇取得から差し引くことはできません。

==========

あとがき

人事労務通信１３３号をお届けします。

これまでの「通信」は、クロネコで送っていましたが、郵便法の関係で制限がかかり、今回からは郵便の定型サイズの封筒に３つ折りで送ることにしました。

今後もよろしくお願いします。

２月は“逃げる”と言われますが、元日の能登半島の地震や羽田空港の飛行機事故など衝撃の新年を迎えたかと思えば、アッと過ぎ去った感があります。

考えてみると、今年もあと１０か月です。大切に生きたいと思います。

人事労務センター
ホームページＵＲＬ
http://roumu.b-souken.com